

## 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

## 募集要項に関する質問に対する回答

No.	対象資料名	頁	項目番号	質問	回答
1	募集要項	10	第2-12.	「親会社等による保証」に記載されている議決権株式の3分の1以上という条件について、2019年11月に公表された実施方針案のP9、項目番号10の「親会社等による保証」では当該条件が記載されておきませんが、本募集要項の記載が優先されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項第2-5.に記載のとおり、募集要項等と実施方針(案)に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとし、また、重複した記載項目については、募集要項等の規定内容により解釈されます。
2	募集要項	10	第2-12.	「親会社等による保証」に記載されている議決権株式の3分の1以上という条件について、全ての株主が3分の1未満の場合は保証は不要となるのでしょうか。或いは、最低1社は3分の1以上とする必要が出てきますでしょうか。	設置運営事業者の株主又はその親会社のうち、本事業を実施する上での財務的基盤を十分に有している者として大阪府が認めた者が、少なくとも1社以上、設置運営事業者が実施協定に基づき大阪府に対して負う債務を連帯して保証する必要があります。なお、具体的な要件等は、資格審査通過者に対して開示する実施協定(案)を確認ください。
3	募集要項	10	第2-13-(1)	「…、毎事業年度の開始までに、…」の記載がございますが、事業年度は会計事業年度という理解で相違ございませんでしょうか。その場合、決算月について指針等がございますでしょうか(3月決算 or12月決算等)。	事業年度は、会計事業年度を意味しており、4月1日から翌年3月31日まで(3月決算)としてください。
4	募集要項	19	第4-2.-(2)	設置運営事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置として、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境の保持に向けた万全の取組みを実施するとありますが、ここでいう「地域」について、具体的な範囲の想定があれば、ご教示いただけないでしょうか。	ここでいう「地域」とはIR区域及びその周辺地域を想定していますが、設置運営事業者には原則、IR区域内における取組みを実施いただきたいと考えています。
5	募集要項	20	第4-4-(2)	鉄道整備計画の時期は明らかにされていませんが、RFPにおいて将来のIR区域拡張予定地(敷地D)の開発は施設、投資額、来場者増加見込み等、どの程度具体的な記載が必要でしょうか。	本公募においては、応募者がIR区域拡張予定地(敷地D)を開発する場合に想定する導入機能等の現段階でのイメージについて提案を求めますが、鉄道(北ルート)の整備計画が未確定であることから、投資額・来場者増加見込み等の具体的な内容については、必ずしも記載する必要はありません。なお、提案方法等の詳細は、資格審査通過者に対して開示する事業条件書及び様式集及び記載要領等を確認してください。
6	募集要項	21	第4-5	「2026年度末の全部開業を・・・」との記載がございますが、「2026年度末」は2027年3月末との認識で相違ありませんでしょうか。	2026年度末は、2027年3月末を意味します。
7	募集要項	24	第7-3.-(2)	株式の処分について「大阪府の事前の書面による承認を受ける」とありますが、特定複合観光施設区域整備法の第58条で定めるカジノ管理委員会による認可プロセスに先立ち、大阪府による承認が発生するという理解で宜しいでしょうか。	株式の処分に係る大阪府の承認とカジノ管理委員会による認可手続きの先後関係については、現時点では、特段の定めを設けることは予定していません。なお、先後関係を定める必要が生じた場合は、設置運営事業予定者の選定後、大阪府と設置運営事業予定者で協議の上、定めるものとします。
8	募集要項	24	第7-3.-(2)	株式の処分についての「大阪府の事前の書面による承認」は、どのような基準で実施されるのでしょうか。今後、特定複合観光施設区域整備法の第58条で定めるカジノ管理委員会による認可基準が公表された場合、その基準と整合をとる形になりますでしょうか。	カジノ管理委員会の認可基準とは必ずしも同一にならないものと考えますが、具体的な承認基準は、資格審査通過者に対して開示する実施協定(案)を確認ください。
9	募集要項	27	第7-6	(2)各インフラ整備スケジュールについて、ご教示頂けますでしょうか	資格審査通過者に対して開示する事業条件書を確認してください。

## 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

## 募集要項に関する質問に対する回答

No.	対象資料名	頁	項目番号	質問	回答
10	募集要項	27	第7-7-(1)	設置運営事業者が大阪市等が行うインフラ工事等に協力するにあたり、工事工程の変更等の設置運営事業者の責に帰すことができない事由によって設置運営事業者側に新たに費用が発生する場合には、その負担について協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	<p>本事業の工事は、インフラや交通アクセス等の工事環境に一定の制約がある立地において、万博・インフラ工事と同時期に、かつ近傍で行われるものであることから、設置運営事業者は、工事工程・施工方法等について、万博・インフラ工事の関係者との間で密な連携・調整を行う必要があるとともに、募集要項第7-7-(2)-bに記載のとおり、万博が期限の定まった国家プロジェクトであることを踏まえ、重複する事項が残る場合には、万博・インフラの工事が優先されることを踏まえる必要があります。</p> <p>また、設置運営事業者は、本事業の工事は、必ずしも設置運営事業者が希望するとおりに進められるとは限らず、万博・インフラ工事の関係者との調整の結果を踏まえて工事工程・施工方法等を計画する必要があること、さらに、各工事の進捗等に応じて、随時、これら計画の見直しが生じる可能性があることを前提に、本事業を進めていただく必要があります。</p> <p>従って、I R・万博・インフラ各工事の調整の結果、設置運営事業者が計画する工事工程等に変更等が生じ、これに起因して設置運営事業者に追加費用等が発生した場合であっても、大阪府・市は、当該費用の負担を行うことは想定していません。</p> <p>なお、大阪府・市は、I R・万博・インフラ各工事の調整に当たり、万博・I R各々が成り立つよう最大限調整する方針であり、また、各工事が円滑かつ効率的に実施されるよう努めます。</p>
11	募集要項	33	第9-3-(5)	審査結果の公表時、応募グループ構成員の社名や議決権割合は、議決権割合に関わらず全て公表されますでしょうか。	<p>審査結果の公表時には、代表企業以外のお応募グループ構成員についても、議決権割合に関わらずその名称を公表することがあります。</p> <p>また、各応募グループ構成員の議決権割合についても公表することがあります。</p>
12	募集要項	40 42	第11-6 第11-7	代表企業と同水準の議決権または役割を有する応募グループ構成員について、守秘義務対象資料および重要保秘義務対象資料を直接貸与することは可能でしょうか。またその場合VDRへのアクセス権も付与いただけますでしょうか。	<p>議決権株式の3分の1以上の割当てを受けることを予定しているなど、応募グループ内で重要な役割を有すると大阪府・市が認める応募グループ構成員については、代表企業以外の者であっても、守秘義務対象資料及び重要保秘義務対象資料を当該応募グループ構成員に対して直接貸与すること（VDRへのアクセス権の付与を含む。）を認めます。</p>
13	募集要項	45	第11-13.	<p>設置運営事業予定者の選定後速やかに、設置運営事業予定者の名称及び提案書審査の結果概要を大阪府・市のホームページへの掲載のほか適宜の方法により公表するとあります。</p> <p>「設置運営事業予定者」と記載されていることから、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者であり、協力企業や応募アドバイザーの名称は公表されないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>協力企業及び応募アドバイザーの名称は公表しません。</p> <p>但し、設置運営事業予定者として選定された場合に公表してもよい内容をもって作成することとした資料に、協力企業及び応募アドバイザーの名称が記載されている場合は、公表することがあります。</p>
14	募集要項	48	第13-3-(2)	応募グループ構成員のグループ会社から大阪府・市等に対して行われる寄附等も本項目に該当し制限されますでしょうか。	<p>応募グループ構成員のグループ会社は、第13-3-(2)の制限対象とはなりません。</p>

## 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

## 募集要項に関する質問に対する回答

No.	対象資料名	頁	項目番号	質問	回答
15	募集要項	49	第13-4.-(2)	提案書類を公開された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、提案書類の提出時にその旨を明らかにすることとありますが、その旨を明らかにすれば公開されないという理解でよろしいでしょうか。	提案書類を公開された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれるものとして、提案書類の提出時にその旨が明示された書類については、大阪府・市以外の第三者に対し提供等はありません。但し、第13-5.(2)の各号に該当する場合はこの限りではありません。
16	募集要項	49	第13-4.-(2)	提案書類を公開された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、提案書類の提出時にその旨を明らかにすることとありますが、明示方法（資料への記載、電話、メール等）に定めはありますでしょうか。	提案審査書類の提出時に、当該提出書類に記載いただくことを予定しています。具体的な記載方法は、資格審査通過者に対して開示する様式集及び記載要領等を確認ください。
17	募集要項	49	第13-4.-(2)	提案書類を公開された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、提案書類の提出時にその旨を明らかにすることとありますが、ここでいう「応募者自身」とは募集要項 第10-1.-(1)で定義されておりますとおり、応募企業等に限らず構成企業や協力企業等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	募集要項	49	第13-4.-(2)	提案書類を公開された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、提案書類の提出時にその旨を明らかにすることとありますが、応募企業等による提示ではなく、構成員や協力企業等が直接電話やメール等にて提示することは可能でしょうか。	すべて応募企業等を通じて提示いただく必要があります。構成員や協力企業等が、大阪府・市に対して、直接電話やメール等にて提示することは認められません。
19	別紙3 設置運営事業 予定者選定基準	6	第4-5.	大阪府・市は、提案書審査の結果について、設置運営事業予定者の選定後、本節(1)～(5)の項目について大阪府・市のホームページの掲載その他適宜の方法により公表するとあります。 募集要項 第10-1.-(1)では「応募者」の定義として「本事業を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループとし、応募企業、応募グループ、協力企業及び応募アドバイザーを総称するという」とされておりますが、本節「(2)全応募者の名称」、「(3)全応募者の得点」の「応募者」とは構成企業や協力企業等も含まれるのでしょうか。	設置運営事業予定者の選定後に、提案書審査の結果として公表する別紙3「設置運営事業予定者選定基準」の第4-5.「(2)全応募者の名称」及び「(3)全応募者の得点」の「応募者」には、協力企業及び応募アドバイザーは含みません。但し、代表企業以外の応募グループ構成員については、議決権割合に関わらず、その名称を公表することがあります。